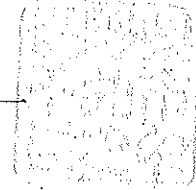


千曲市告示第59号

千曲市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

千曲市長 小川 修 一



千曲市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成31年千曲市告示第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の4号を加える。

- (3) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率をいう。
- (4) 設計一次エネルギー消費量 省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。
- (5) 基準一次エネルギー消費量 省エネ基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。
- (6) 最低基準 省エネ基準省令に適合し、かつ、外皮平均熱貫流率及び設計一次エネルギー消費量について、次に掲げる基準のいずれにも適合するものをいう。
 - ア 外皮平均熱貫流率が0.5 (W/m²・K) 以下であること。
 - イ 省エネ基準省令に準拠した評価方法により、再生可能エネルギー等を除き、設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。この場合において、エネルギー計算は、空調（暖房・冷房）、給湯、換気及び照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、その他一次エネルギー消費量は除く。

第4条の表中

危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費に要する費用	対象経費に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が1戸当たり80万2,000円を超える場合は、80万2,000円とする。
危険住宅に代	危険住宅に代わる住宅の建設又	対象経費に10分の10を乗じて得た

<p>わる住宅建設等事業</p>	<p>は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用</p>	<p>額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、その額が1戸当たり415万円（建物は319万円、土地は96万円）を超える場合は、415万円（建物は319万円、土地は96万円）とする。</p>
------------------	--	---

」を

<p>危険住宅除却等事業</p>	<p>危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費に要する費用</p>	<p>対象経費に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、1戸当たり97万5,000円を限度とする。</p>
<p>危険住宅に代わる住宅建設等事業</p>	<p>危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用</p>	<p>対象経費に10分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、1戸当たり住宅の建設又は購入については325万円、土地の取得については96万円を限度とする。</p>
	<p>危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）に伴う諸経費</p>	<p>1戸当たり20万円を限度とする。</p>

」に

改め、同条の次に次の1条を加える。

(危険住宅に代わる住宅の条件)

第4条の2 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅の新築については、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 最低基準に適合すること。
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第46条第4項の規定に適合し、又は日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の1の項に規定する等級2以上の性能評価を取得し、若しくは長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の認定を受けていること。この場合において、建築基準法施行令第46条第4項中「を乗じて得た数値」とあるのは、「に更に1.25を乗じて得た数値」とし、木造建築物の軸組の設置の基準(平成12年建設省告示第1352号)中「必要壁量で」とあるのは、「必要壁量に1.25を乗じて得た数値で」とする。
- (3) 土砂災害特別警戒区域外に存すること。
- (4) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項に規定する行為で同上第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと。
- (5) 別の危険住宅の購入・改修によるものではないこと。

第5条第2項中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 第4条の2第1号に適合していることを示す計算書(外皮性能計算書及び一次エネルギー計算書(国立研究開発法人 建築研究所が公開する住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果票の写しを基本とする)。ただし、BELS等、第三者認証を受けた評価書の写し及び評価を受けた際の申請図書の写しを添付する場合は省略することができる。)
- (9) 第4条の2第2号に適合していることを示す書類(図面、計算書等。ただし、住宅性能評価書の写し及び評価を受けた際の申請図書の写し、又は長期優良住宅認定通知書の写し及び認定を受けた際の申請図書の写しを添付する場合は省略することができる。)
- (10) 第4条の2第3号、第4号及び第5号に適合していることを示す書類
様式第1号中

- (7) 危険住宅除却等事業に要する費用が確認できる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

」を

- (7) 危険住宅除却等事業に要する費用が確認できる書類
- (8) 第4条の2第1号に適合していることを示す計算書
- (9) 第4条の2第2号に適合していることを示す書類
- (10) 第4条の2第3号、第4号及び第5号に適合していることを示す書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

個人情報閲覧同意書

申請に当たり、千曲市災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第3条に規定する条件を満たす者であることを証するため、市が私に係る住民基本台帳情報及び市税納入状況を閲覧することに同意します。

署名 _____

」に

改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

